

第1章 基本的事項

1 計画の目的

我が国の動向としては、京都議定書*により、温室効果ガス*の排出量を1990年（平成2年）比で2012年（平成24年）までに6%削減することを国際社会に約束し、「京都議定書目標達成計画」を定め、その目標に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、2009年（平成21年）9月、当時の鳩山首相は、国連の気候変動サミットで、2020年（平成32年）までに25%削減する中期目標を言明し、そのための法案整備が進められてきました。しかし2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故を契機とした原子力発電の停止など、エネルギー政策及びエネルギーミックス*の見直しが必要になりました。そこで、2013年（平成25年）に当面の目標として、『2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度（平成17年度）比で3.8%減とする。』を掲げました。その後、2015年（平成27年）12月のCOP21において、気温上昇を産業革命前と比較して1.5℃以内にし、21世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目標とした「パリ協定」が採択されました。日本は、「2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比▲26%（2005年度比▲25.4%）の水準にする。」ことを約束草案として提出しました。そして、2016年（平成28年）に「地球温暖化対策計画」を策定し、取り組みを進めていくことにしました。

これらの目標を達成し、快適な生活環境を保護していくためには、私たち一人ひとりが、温室効果ガス削減に向けた対策を実施することが必要となります。

沼田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」といいます。）は、市民・事業所・市の各主体が、それぞれの役割に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

※ 事業所：製造業をはじめ、飲食店や農家など事業活動を行う者すべてをいいます。

平成30年度地球温暖化防止ポスターコンクール入賞作品

小学校低学年の部



沼田市長賞
池田小学校2年 井口 昊士さん



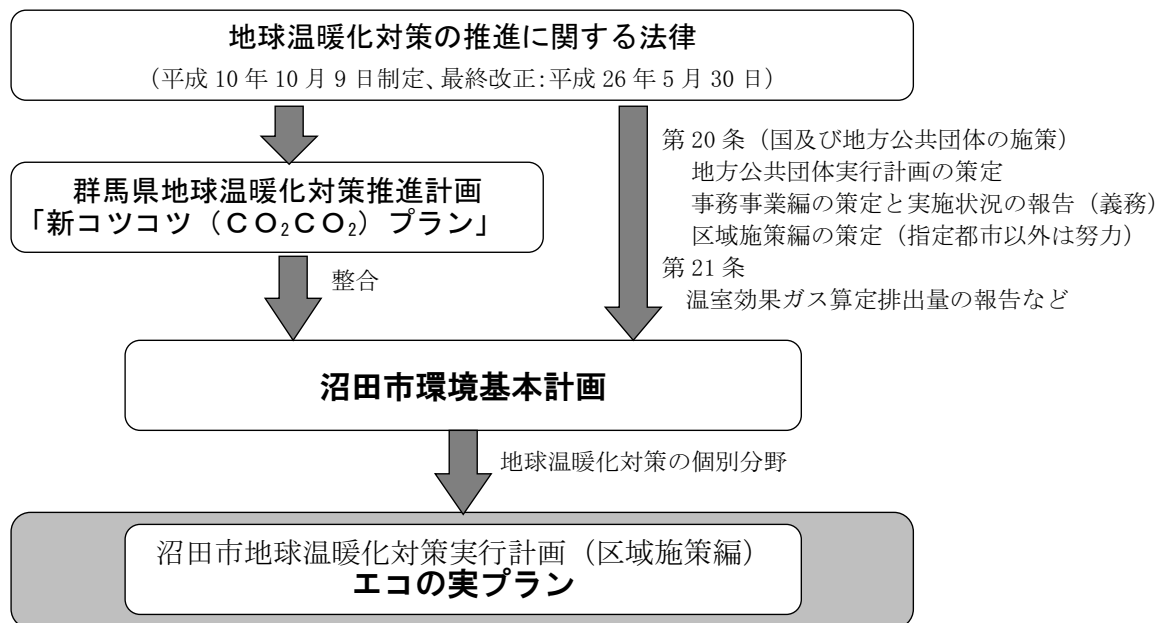
沼田市議会議長賞
沼田小学校1年 井上 大希さん



沼田市教育長賞
沼田東小学校1年 小瀨 空夢翔さん

2 計画の位置づけ

実行計画は、沼田市環境基本計画における地球温暖化対策の個別計画として、地球温暖化対策を推進するためのものです。



緑のカーテン事業・ゴーヤ苗等の配布



緑のカーテン

3 計画の対象

(1) 対象とする活動

沼田市において行われる、温室効果ガス*を排出する市民の日常生活を始め、事業所の経済活動や市の事業など、すべての活動とします。

(2) 基準年

基準年は、2007年（平成19年）とします。

(3) 目標年

本実行計画では、目標年を短期、中期、長期に分けて次のようにしています。

短期目標年は、2020年

中期目標年は、2030年

長期目標年は、2050年

本実行計画の当初の短期目標年次は2014年（平成26年）でしたが、2012年（平成24年）の排出量が目標を達成する見込みであること、国の当面の目標や2016年（平成28年）に策定された「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本市の短期目標年次を2020年に、中期目標年次を2030年とします。

なお、計画の進行管理の状況をはじめ、国の地球温暖化対策計画や県の計画等の取組、動向等を踏まえ、必要に応じて施策を見直し、長期的な視野に立って計画を推進します。

(4) 対象となる温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、下表の「エネルギー起源のCO₂（二酸化炭素）」及び「エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス」とします。

実行計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	主な発生原
エネルギー起源 CO ₂		
二酸化炭素 (CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの） など
エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ ）		
二酸化炭素 (CO ₂)	1	セメント、生石灰等の製造など工業プロセスから発生するCO ₂ 、廃棄物の燃焼に伴い発生するCO ₂ など
メタン (CH ₄)	21	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	140~11,700	代替フロン等の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など
パーフルオロカーボン類 (PFC)	6,500~9,200	半導体製造時等における漏えい など
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900	半導体製造や電気の絶縁体 など
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体製造 など

*地球温暖化係数は、各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

4 計画の基本的な考え方

(1) あらゆる主体を巻き込んだ地域ぐるみの対策推進

地球温暖化対策は、市民・事業所・市それぞれが主体であるという認識の下、主体別に、果たすべき役割や具体的な取り組みを提示し、実践につなげます。

(2) 沼田市の地域特性を踏まえた対策の実施

本市の自然的や社会的特性、温室効果ガス*の排出特性、課題等に照らした対策を実施し、効果的な削減を図ります。

(3) 迅速な点検と評価

進行管理に際して、温室効果ガス排出量を把握することは、各種統計資料から導き出されるため、各資料公表後の算出となります。しかし、結果としての削減量にのみ意識がとられると、何をすべきか、という過程がおろそかになりかねません。

実行計画では、期間ごとの目標削減値を設定し、各主体に求められる取り組みを充実させることにより、温室効果ガスの着実な削減につなげます。そして、迅速に点検と評価を行い、必要な見直しを図っていきます。

平成30年度地球温暖化防止ポスターコンクール入賞作品

小学校高学年の部



沼田市長賞

沼田東小学校6年 かねこ金子 きさき輝咲さん



沼田市議会議長賞

沼田小学校6年 くまきり熊切 かなた叶汰さん



沼田市教育長賞

沼田小学校5年 むらやま村山 ひより陽和さん

5 計画の推進主体とその役割

●推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業所及び市とします。

●各主体の役割

【市民の役割】

市民は、地球温暖化など環境問題への関心を持ち、生活様式の見直しを行い、温暖化防止対策に取り組みます。

具体的には、家庭での電気、ガス、ガソリン等の使用量を知り、エネルギーの節約、過度の自動車依存の解消、省エネルギー（以下「省エネ」といいます。）機器の利用、マイバックの持参など、日常生活の中でできる温暖化防止対策に取り組みます。

【事業所の役割】

事業所は、業種の特性や組織規模に応じて、継続的に温暖化防止対策に取り組む体制や仕組みを整備します。

具体的には、工場・事業所などで使用する電気やガス、燃料等のエネルギー使用状況を把握して、業種特性に応じた省エネ対策を講じるとともに、事業活動における省資源化や、再生可能エネルギー*の導入なども検討します。

【市の役割】

市は、市民・事業所が地球温暖化などの環境問題への認識を高め、温暖化防止対策に取り組むことができるよう、情報の発信と共有、啓発活動を一層推進します。

また、一事業所として、庁舎や公共施設での省エネ対策や再生可能エネルギーの導入を進めます。

平成30年度地球温暖化防止ポスターコンクール入賞作品

中学校の部



沼田市長賞
薄根中学校3年 安達 由那さん



沼田市議会議長賞
薄根中学校2年 三宅 凛さん



沼田市教育長賞
沼田中学校3年 武井美里花さん